

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示事項

目 次

【定量的な開示事項】

○第2条第3項第1号（自己資本の構成に関する事項）	47
○第2条第3項第2号（自己資本の充実度に関する事項）	47
○第2条第3項第3号（信用リスクに関する事項）	48
○第2条第3項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）	50
○第2条第3項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）	50
○第2条第3項第6号（証券化エクスポージャーに関する事項）	50
○第2条第3項第7号（マーケット・リスクに関する事項）	51
○第2条第3項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項） ...	52
○第2条第3項第9号（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額）	52
○第2条第3項第10号（銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショ ックに対する損益又は経済的価値の増減額）	52

※記載の条文番号は金融庁告示第15号の番号

定量的な開示事項 (平成19年9月期)

※平成18年9月期の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

●自己資本の構成に関する事項

- ・自己資本の構成及び金額については「資料編」の「きょうぎんの財務情報」の「単体情報」及び「連結情報」に記載しております。
- ・準補完的項目は該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	19年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【 資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目 】		
現 金	—	—
我 が 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—
外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—
我 が 国 の 地 方 公 共 団 体 向 け	—	—
外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 門 向 け	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	150	6
地 方 三 公 社 向 け	9	0
金 融 機 関 及 び 証 券 会 社 向 け	7,839	313
法 人 等 向 け	39,162	1,566
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	29,166	1,166
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	10,911	436
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	16,265	650
三 月 以 上 延 滞 等	1,692	67
取 立 未 済 手 形	13	0
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	1,552	62
株 式 会 社 産 業 再 生 機 構 に よ る 保 証 付	—	—
出 資 等	2,751	110
上 記 以 外	7,637	305
証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー の 場 合)	—	—
証 券 化 (オ リ ジ ネ ー タ ー 以 外 の 場 合)	346	13
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,477	59
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 計	118,977	4,759
【 オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 】		
法 人 等 向 け	388	15
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	212	8
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	121	4
三 月 以 上 延 滞 等	3	0
上 記 以 外	—	—
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 計	725	29
合 計	119,703	4,788

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち使用する方式ごとの額
該当ありません。

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本額
基 礎 的 手 法	401

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示事項

ヘ. 自己資本比率及び基本的項目比率

項 目	
自 己 資 本 比 率 (%)	9.07
基 本 的 項 目 比 率 (%)	7.11

ト. 総所要自己資本額

(単位：百万円)

項 目	
信 用 リ ス ク (標準的手法)	4,788
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	401
総 所 要 自 己 資 本 額	5,189

●信用リスク（信用リスクアセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

※期中平均残高は、中間期末残高から大幅に乖離していないため、記載しておりません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別、(2) 業種別又は取引相手の別、(3) 残存期間別

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別、(2) 業種別又は取引相手の別

信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高
地 域 別	国 内 計	245,093	170,174	49,945	3,726
	国 外 計	—	—	—	—
地 域 別 計		245,093	170,174	49,945	3,726
業 種 別	製 造 業	8,970	7,980	945	44
	農 業	335	332	—	3
	林 業	30	30	—	—
	漁 業	136	136	—	—
	鉱 業	646	646	—	—
	建 設 業	14,452	13,661	198	593
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,989	1,389	599	—
	情 報 通 信 業	193	159	34	—
	運 輸 業	4,111	3,702	400	9
	卸 売 ・ 小 売 業	12,581	12,005	401	174
	金 融 ・ 保 険 業 等	38,753	16,423	21,934	396
	不 動 産 業	20,965	20,356	—	608
	各 種 サ ー ビ ス 業	32,955	31,357	—	1,598
	国 ・ 地 方 公 共 団 体	40,446	15,013	25,432	—
	個 人	47,278	46,979	—	298
	そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計		223,847	170,174	49,945	3,726
残 高 合 計		245,093	170,174	49,945	3,726
残 存 期 間 別	1 年 以 下	32,615	26,233	5,330	
	1 年 超 3 年 以 下	23,385	15,802	7,190	
	3 年 超 5 年 以 下	35,948	25,913	9,888	
	5 年 超 7 年 以 下	21,741	14,043	7,633	
	7 年 超 10 年 以 下	35,658	19,915	15,148	
	10 年 超	73,032	66,805	4,754	
	期 限 の 定 め の な い も の	1,466	1,461	—	
	そ の 他 (区 分 な し)	21,245	—	—	
残 存 期 間 別 計		245,093	170,174	49,945	

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

3. 政府保証債、公社公団債は金融・保険業等に区分。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期 首 残 高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	18年中間期	1,647	1,548	—	1,647	1,548
	19年中間期	1,353	1,320	—	1,353	1,320
個 別 貸 倒 引 当 金	18年中間期	3,613	523	0	340	3,796
	19年中間期	3,752	1,399	346	572	4,231
合 計	18年中間期	5,260	2,072	0	1,987	5,345
	19年中間期	5,106	2,719	346	1,926	5,552

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別・業種別ごとに算定を行っていないため、開示しておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳) (単位：百万円)

	中 間 期 末 残 高
国 内 計	4,231
国 外 計	—
地 域 別 計	4,231
製 造 業	688
農 業	—
林 業	—
漁 業	—
鉱 業	—
建 設 業	921
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情 報 通 信 業	—
運 輸 業	266
卸 売 ・ 小 売 業	116
金 融 ・ 保 険 業 等	819
不 動 産 業	431
各 種 サ ー ビ ス 業	966
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—
個 人	21
そ の 他	—
業 種 別 計	4,231

ホ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 (単位：百万円)

	貸出金償却
製 造 業	—
農 業	—
林 業	—
漁 業	—
鉱 業	—
建 設 業	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情 報 通 信 業	—
運 輸 業	—
卸 売 ・ 小 売 業	—
金 融 ・ 保 険 業 等	—
不 動 産 業	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—
個 人	—
そ の 他	—
業 種 別 計	—

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格 付 適 用	格 付 不 適 用
0%	2,114	52,619
10%	—	17,026
20%	6,278	13,413
35%	—	31,176
50%	2,508	810
75%	—	39,171
100%	8,018	61,632
150%	—	653
350%	—	—
自己資本控除	—	—
その他（区分なし）	—	2,409
合 計	18,920	218,913

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

●信用リスク削減手法に関する事項

- イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
標準的手法 (単位：百万円)

	19年中間期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,860

- ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額
標準的手法 (単位：百万円)

	19年中間期
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	30

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- イ. 与信相当額の算出に用いる方式
派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式での算出を想定しておりますが、中間期末時点での残高はありません。
- ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
該当ありません。
- ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
該当ありません。
- ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）
該当ありません。
- ホ. 担保の種類別の額
該当ありません。
- ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
該当ありません。
- ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
該当ありません。
- チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
 - (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
 - (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについては、当中間期は該当ありません。
- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

□. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

種 類	19年中間期
	残 高
流動化債券 (ABS)	990
合 計	990

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	19年中間期	
	残 高	所要自己資本
20%	99	3
50%	247	9
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合 計	346	13

- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

● マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

●銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	19年中間期中間貸借対照表計上額
上場株式等エクスポージャー	2,702
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	155
合 計	2,857

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	19年中間期
売却損益額	199
償却額	—

ハ. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	19年中間期
中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	△501

二. 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	19年中間期
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—

ホ. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ありません。

●信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単位：百万円)

19年中間期
2,068

計測方法および前提条件

信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年で計測したVaR値